

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

大阪府知事
大阪市長
堺市長
東大阪市長
高槻市長
豊中市長
枚方市長
八尾市長
寝屋川市長
吹田市長

申請書を提出する各所轄官庁の長を記載してください。

殿

令和〇〇年△△月××日

申請者(〒 540-0012)

住 所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

株式会社 大手前産業
代表取締役 大手 一郎

氏 名

電話番号 06-6941-0351

- 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている本店住所・名称を記載してください。
- 申請者が個人の場合は、住民票に記載されている住所・氏名を記載してください。

行政書士が書類を作成した場合、行政書士法に基づく記名等を申請者欄の下部、もしくは頁の余白部に行ってください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

- 取得したい許可の内容における石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無について○をしてください。
- 「除く」を「含む」に変えるには、変更許可申請が必要です。

事務所及び事業場の所在地

実際に事業を行っている場所・連絡先を記載してください。

事業の区分:積替え・保管を含まない

1. 廃プラスチック類
2. ゴムくず
3. 金属くず
4. ガラスくず
5. がれき類

・許可を取得したい産業廃棄物の種類をすべて記載してください。

『石綿含有産業廃棄物を含む・除く』

『水銀使用製品産業廃棄物を含む・除く』

『水銀含有ばいじん等を含む・除く』

以上 5 種類

事務所 大阪市中央区大手前2丁目1番7号

電話番号 06-6941-0351

事業場 吹田市古江台4丁目5番6号

電話番号 06-6834-0000

事業の用に供する施設の種類及び数量

様式第六号の二(第九条の二関係)(第2面)のとおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

※ 事務処理欄

様式第六号(第九条の二関係)

様式第十二号(第十条の十二関係)

(第2面)

変更許可申請の場合は、
第2面の様式が異なりますので
注意してください。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
兵庫県 神戸市	02800○○○○○○○	
	申請中(○○年○○月○○日申請)	

申請者(個人である場合)

- 有する許可をすべて記載してください。
- 数が多く記載できない場合は「別紙のとおり」として一覧を添付してください。

申請中である場合は、
その旨と申請年月日を
記入してください。

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
<ul style="list-style-type: none"> 必ず本名とふりがなを記載してください。 外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 個人の場合で屋号がある場合は屋号も記載してください。 		
(法人である場合) (ふりがな) 名 称	住 所	
かぶしきがいしゃ おおてまえさんぎょう 株式会社 大手前産業	大阪市中央区大手前2丁目1番7号	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住 所		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍	住 所
おおて いちろう 大手 一郎	S20. 10. 15	北海道札幌市北区新川1丁目△番○	
	生年月日	大阪市中央区公町3丁目○番×号	
おおて はなこ 大手 花子	S20. 3. 25	北海道札幌市北区新川1丁目△番	
	取締役	大阪市中央区谷町3丁目○番×号	
おおて たろう 大手 太郎	S45. 9. 10	北海道札幌市北区新川1丁目△番○	
	取締役	大阪市中央区谷町3丁目○番×号	
なんば りゅういち 難波 隆一	S23. 2. 12	埼玉県さいたま市五反田2丁目□番	
	顧問	大阪市住吉区長居1丁目△番○号	
(△△ △△) (△△ △△)	S25. 4. 17	外国人の方は、通称名とふりが なも記載してください。 ○○	
	監査役	大阪市住吉区長居1丁目△番△号	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	2000 株	出資の額	1億円
氏名又は商号 (ふりがな)	・必ず本名とふりがなを記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。		本籍
おおて いちろう 大手 一郎	S20. 10. 15		割合 住 所
おおて はなこ 大手 花子	S26. 3. 25	1000株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○
		50%	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
おおて たろう 大手 太郎		300株	北海道札幌市北区新川1丁目△番
		15%	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
なんば りゅういち 難波 隆一		200株	北海道札幌市北区新川1丁目△番○
		5%	大阪市中央区谷町3丁目○番×号
かぶしきがいしゃ たにまちさんぎょう 株式会社 谷町産業 代表取締役 難波 花他1名		400株	埼玉県さいたま市五反田2丁目□番
		20%	大阪市住吉区長居1丁目△番○号
※株式割合の総計が95%に満たない場合、残りの株主数をお伺いする場合があります。			

令第6条の 氏	<ul style="list-style-type: none"> ・本支店又は本支店以外で廃棄物に関する契約を結ぶ権限を有する者を置くものの代表者(政令で定める使用人)を記載してください。 ・必ず本名にふりがなを付けて記載してください。 ・外国人の方は、通称名とふりがなも記載してください。 <p>※ 政令で定める使用人も照会を行い、欠格要件に該当した場合は、不許可となります。</p>		
おおて たろう 大手 太郎	S45. 9. 10	北海道札幌市北区新川1丁目△番○	住 所
おおさか とおる 大阪 徹	谷町支店長	大阪市中央区谷町3丁目○番×号	
	S30. 8. 6	沖縄県那覇市久米1丁目○番	
	大阪工場長	大阪市東成区今里3丁目□番△号	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

この場所には何も貼付しないでください。
なお、大阪府証紙は平成30年10月に廃止されました。